

D分科会 テーマ① 計算書類の注記について

運営委員：小林 啓延
 公江 茂

学校法人会計基準は、昭和46年制定以来、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、広く実務に定着してきた。

一方で制定以来40年が経過し、私学を取り巻く社会経営環境の変化に伴い、学校法人の諸活動の多様化が進むなかで、社会にわかりやすく説明する仕組みを確立するために、今回学校法人会計基準の大幅な改正が行われようとしている。

分科会（テーマ①計算書類の注記について）ではこうした状況を踏まえ、これまでに発出された文部科学省通知、日本公認会計士協会公表通知などを取り上げて、改めて再確認し参加会員校の各種会計処理の見直し検討する機会になることを願い「東日本大震災に関する監査上の留意事項」や「退職給与引当金の計上基準、有価証券の評価方法、デリバティブに係わる損失の処理科目及び表示」その経過措置と適用、今回の改正に伴う「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」を加えて概要を説明致した。

実務的には、「平成17年度計算書類における注記事項の集計結果（月報私学2006年12月号）」、「学校法人会計基準の改正に関する留意点の解説（斉藤力夫編）」、「日経 学校大学決算書を読む」等を参考に、委員校の事例を取り上げながら解説しました。また、「記載を要する取引の判断基準」や「関連当事者の把握」などについて、学校法人の規模等の違いもありその対応が異なることが伺えた。12月に学校法人会計基準の一部改正に対する実務指針が日本公認会計士協会より公表されることにより、その取扱いもより明確になってくると思われる。

今回は、一方方向からの解説に終始せず、参加者からの質問時間も設定した。今後は、改正による、解りやすい計算書類の公表の方法等の議論に影響があると考えられる。このことから改めて本制度の意義を踏まえ社会経済情勢等の変化に対応できる管理運営体制を整えていく必要があると思われる。